第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の項中「旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と」を「国共済組合員期間（」に、「追加費用対象期間を合算した期間」を「国共済組合員等期間」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「旧国共済施行日前期間には」を「国共済組合員等期間には」に改め、同項の次に次のように加える。	と、第一項中「第九十九条第一項」を「第百二条第一項」と、「行政執行法人の法人の負担」を「行政執行法人の負担（第百二条第一項に規定する行政執行法人との間の協定により当該行政執行法人が負担することとされた額を含む。）」と、「若しくは同条の人の国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」を「又は同条の人の国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構」と、「第七項まで」を「第八項まで」と、「の五項」を「の六項」と、「行政執行法人の法人の負担」を「行政執行法人の法人の負担（第百二条第一項に規定する行政執行法人との間の協定により当該行政執行法人が負担することとされた額を含む。）」と、「若しくは同条の人の国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」を「又は同条の人の国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構」と、「第七項まで」を「第八項まで」と、「の五項」を「の六項」とする
第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十九条及び第三十二条の項中「附則第十九条及び」を「附則第十九条第二項及び第三項並びに」に改める。 第十二条第二項中「。以下「平成二十七年厚年整備政令」という。」及び「平成二十七年厚年整備政令第三十一条の規定による改正後の」を削り、「改正後再評価令」を「再評価令」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項の表改正後再評価令第四条第一項の項から改正後再評価令別表第一の項までの規定中「改正後再評価令」を「再評価令」に改める。	改正前昭和六十年国共済改正法附則第十九条第一項
	組合員期間は、旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）は
	組合員期間には、旧国共済施行日前期間には

第十三条第一項の表平成十二年改正法附則第十一条第一項の項中「第三十六条第一項」を「附則第三十六条第一項」に改める。

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第三項の項を次のように改める。

なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第三項	組合員期間	平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間
	第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	とする	とする。この場合において、同条第二項各号及び第三項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧国共済施行日前期間」とする

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三条第二項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五条第二項	共済法第八十一条第二項	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第六条第二項	共済法第八十一条第二項	改正後厚生年金保険法第四十七条第二項

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条の二第二項の項中「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）」を「改正後厚生年金保険法」に改め、同表なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十二条の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十四条第一項	共済法第八十一条第二項	改正後厚生年金保険法第四十七条第二項

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十六条の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第四項	共済法第七十二条の三から第七十二条の六まで	改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで
	再評価率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

第十八条第二項の表以外の部分中「改正後再評価令」を「再評価令」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項の表平成十六年厚年経過措置政令第十三条の二第一項の表以外の部分の項中「（次項において「平成二十七年度従前額改定率」という。）」を削り、同表改正後再評価令第四条第一項の項から改正後再評価令別表第一の項までの規定中「改正後再評価令」を「再評価令」に改める。